

青森県報

第二百六号

令和二年
九月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
 - 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
 - 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……二
 - 特定行為業務の登録……………(同) ……三
 - 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……三
 - 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……三
- 公 告
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……三
 - 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域) ……四

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……六

告

示

青森県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
得居泌尿器科医院	三沢市下久保三丁目二〇の二	令和 二・四・三〇
ますだ歯科医院	むつ市大平町四三の七	二・五・一〇

青森県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	得居泌尿器科医院 ますだ歯科医院	所 在 地	三沢市下久保三丁目二〇の二 むつ市大平町四三の七	指 定 日	令和 二・五・一 二・五・二
-----	---------------------	-------	-----------------------------	-------	----------------------

青森県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	菅野 倫之	住 所	五所川原市広田字柳沼五の八メゾンTY2-D	指 定 年 月 日	令和二・七・四
-----	-------	-----	-----------------------	-----------	---------

青森県告示第六百八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 月 日 止
-----	-------	---------

得居泌尿器科医院	三沢市下久保三丁目二〇の二	令和 二・四・三〇
----------	---------------	--------------

青森県告示第六百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	得居泌尿器科医院	所 在 地	三沢市下久保三丁目二〇の二	指 定 日	令和 二・五・一
-----	----------	-------	---------------	-------	-------------

青森県告示第六百八十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三三〇〇 二二五〇〇 一三六	登録年月日	令和 二・九・一	氏名又は名称	社会福祉 法人東幸 会	住所	八戸市大 久保一 丁目二 の二	事業名称	特別養護 老人ホ ール シヤ イン	所在地	八戸市東 白台山 二丁目 の二	業務開始年月日	令和 二・九・一	備考	介護老人 福祉施設
------	-----------------------	-------	-------------	--------	-------------------	----	--------------------------	------	-------------------------------	-----	--------------------------	---------	-------------	----	--------------

〇二五〇〇 一三七	〃	社会福祉 会法人東幸	八戸市大 字久保大 の二沢目一	サンシャ イショ ートン ステイ	八戸市東 一丁目二の	〃	短期入所 生活介護
--------------	---	---------------	-----------------------	---------------------------	---------------	---	--------------

青森県告示第六百八十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 二九六	令和 二・九 一	ユースタ イルラボ 株式会社	東京都中 野区三 丁目六 番五 丁目六 番五 丁目六 番五	土屋訪問 介護事業 所青森	青森市浜 六丁目六 番五の六 七の六 七の六 七の六	〃	居宅介護
〇二〇〇一 二九七	〃	ユースタ イルラボ 株式会社	東京都中 野区三 丁目六 番五 丁目六 番五	土屋訪問 介護事業 所青森	青森市浜 六丁目六 番五の六 七の六 七の六 七の六	〃	重度訪問 介護

青森県告示第六百八十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規

定により公示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	サワカミ薬局おいらせ青葉店
所 在 地	上北郡おいらせ町上久保六三の 一七三
指 定 日	令和 二・八・三

青森県告示第六百八十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和二年六月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市古川一丁目二の一
一 有限会社山一須藤商店
- 二 売りさばき場所
青森市古川一丁目二の一

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、粒ヶ谷地地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦

覽に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年九月十日から同年十月九日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年九月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 夏焼工務店

二 氏名 夏焼太

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字横道一五の五

四 許可番号 青森県知事許可（般―二七）第三〇〇四六五号

五 取消年月日 令和二年八月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年九月九日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の 年 月 日
理事	寺田 幸光	五所川原市大字吹畑字皆瀬一七の一	令和 二・七・三〇就任
〃	兼成 健逸	大字俵元字松代四六の一	〃
〃	古坂 博一	大字神山字牧原三八の一	〃
〃	石岡 久悦	大字野里字牧ノ原七五の二	〃
〃	村田 優一	大字金山字盛山一三一の一	〃
〃	堀内 俊一	大字高野字柳田二五九	〃
〃	工藤三喜男	大字浅井字色吉一四二の二	〃
監事	森 正明	大字水野尾字宮井一五八の	〃
〃	阿部喜代志	大字羽野木沢字隈無一五の	〃
〃	工藤 潔	大字浅井字色吉一二五	〃
理事	白戸 勝一	大字七ツ館字鶴ヶ沼一八八	二・七・二五退任

〃	〃	監 事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石岡 清一	森 正明	阿部喜代志	石岡 久悦	今 勇一	古坂 博一	福士 寛美	兼成 健逸	寺田 幸光	〃
〃	三〃	三〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字野里字野岸一四の一	大字水野尾字宮井一五八の〃	大字羽野木沢字隈無一五の〃	大字野里字牧ノ原七五の二〃	大字高野字柳田一八一〃	大字神山字牧原三八の一〃	大字高野字広野一七〃	大字俵元字松代四六の一〃	大字吹畑字皆瀬一七の二一〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年九月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤あつし後援会	佐藤 正昭	佐藤 芳子	十和田市西三番町二〇の三九	令和二年八月二
しぶたに洋子後援会	澁谷 洋子	澁谷 幸子	青森市大字八ツ役字芦谷三一九の七	二〇二〇年八月四
関貴光後援会	岡島 裕史	関 彩乃	青森市大字新城字平岡一二八の八七七	二〇二〇年八月七

青森県改革協議会	田名部 定男	太田 将壽	青森市安方二丁目五の一〇	二〇二〇年八月六
----------	--------	-------	--------------	----------

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県宅建支部 (藤林 吉明)	新	藤林 吉明	青森市岡造道一丁目一の一	令和二年六月二〇
自由民主党青森県遺族会支部 (齋藤 文昭)	旧	齋藤 弘臣	青森市本町二丁目六の一九	二〇二〇年六月三
自由民主党青森県土地改良事業団体支部 (野上 憲幸)	新	藤林 吉明	青森市大字野木字山口八六の一	二〇二〇年七月一
自由民主党青森県遺族会支部 (齋藤 文昭)	旧	橋場 寛	青森市岡造道一丁目一の一	二〇二〇年六月三
自由民主党青森県土地改良事業団体支部 (野上 憲幸)	新	齋藤 弘臣	青森市本町二丁目六の一九	二〇二〇年七月一

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青森県宅建政治連盟 (藤林 吉明)	新	藤林 吉明	青森市大字野木字山口八六の一	令和二年六月二〇
青森県宅建政治連盟 (藤林 吉明)	旧	橋場 寛	青森市本町二丁目六の一九	二〇二〇年六月三

村中てつや後援会 (村中 栄子)	代 表 者	村中 栄子	村中 徹也	二・八・二七
---------------------	-------	-------	-------	--------

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	解 散 年 月 日
竹島勝昭後援会	笹 測 峰 尚	令和二・八・二三
田名部和義後援会	福 田 真 幸	二・八・二三
村中てつや後援会	村 中 栄 子	二・八・二七
竹洞好志後援会	竹 洞 好 志	二・八・二〇

青森県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和二年九月九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

村中 徹也	村中てつや後援会	令和二・八・二七
-------	----------	----------

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
----------------------	-----------	---------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円